



福井県庁土木職オープンカンパニー実施要綱



1 目的

この要綱は、学生の就業意識の向上および県政への理解促進を目的として、福井県（以下「県」という。）が実施する学生受入制度（以下「オープンカンパニー」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

オープンカンパニーの参加対象者は、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校専門課程、および地方公共団体が設置する大学校（以下「教育機関」という。）に在籍する学生とする。

3 受入手続き

- (1) オープンカンパニーの参加を希望する学生は、県が指定する期間内に、申し込みフォームにより申し込みを行う。
- (2) 県は、受入れの可否を決定し、その旨を学生等に通知するものとする。

4 報酬等

県は、オープンカンパニーに参加する学生（以下「参加者」という。）に対し、報酬、交通費、食費その他参加に伴う費用は支給しない。

5 参加者の服務等

- (1) 参加者は、県の職員が遵守すべき法令および条例等を遵守し、県の職務の信用を失墜させる行為をしてはならない。
- (2) 参加者は、オープンカンパニーにおいて知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、終了後においても同様とする。
- (3) 参加者は、オープンカンパニーの内容を外部に公表する場合には、事前に県の承認を得なければならない。

6 誓約

参加者は、オープンカンパニーに参加する前に、誓約書（様式1）を県に対して提出しなければならない。

7 事故等の責任

- (1) 参加者は、オープンカンパニー中における事故等に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、加入がわかる書類（証券の写しや証明書など）を県に提出しなければならない。

- (2) オープンカンパニーにおける事故等に関しては、自らの責任で対応しなければならない。
- (3) 参加者は、故意又は過失をもって「5 参加者のサービス等」規定に反する行為により、県または第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

8 参加の停止

県は、参加者の行為が「5 参加者のサービス等」の規定に反することその他の事情により参加を継続することが困難であると判断した場合、参加を停止することができる。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、オープンカンパニーの実施に関して必要な事項は、県及び教育機関が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。